

令和5年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(1) 森・里・川・海の保全

② 循環型林業の定着・拡大による、森林資源を活かした産業振興と環境保全の推進

(1) 事業目的

森林から生産される木材は、人にやさしく再生可能な資源であり、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」※1な資源です。また、森林は適正な維持管理を行うことで、水源かん養※2や土砂流出防備等国土の保全機能など多面的な機能を維持・発揮しています。そのため、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の定着・拡大を進めることで、産業振興と環境保全の推進を図ります。

(2) 取組状況

県では、令和2年4月に策定された「島根県農林水産基本計画」（令和2～6年度）において、循環型林業の定着・拡大のため、林業のコスト低減、原木が高値で取引される環境整備、林業就業者の確保対策に取り組んでいます。

特に、森林所有者等が行う植栽、下刈り、間伐などの費用負担の軽減や、林道・林業専用道・森林作業道などの路網整備により環境保全につながる森林整備を進めています。

《用語解説》

※1 カーボンニュートラル

木材や農産物などは、炭素同化作用があり、光合成の過程で空気中の二酸化炭素を固定します。林地残材や農業廃棄物をエネルギーとして利用する時、燃焼などにより二酸化炭素が排出されますが、植林や農作業により再び大気中の二酸化炭素は吸収されます。このように、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことをいいます。

※2 水源かん養

樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図るなどの森林が有している機能のことです。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課木材振興室 森林整備課	0852-22-5168